

飯山市公告

飯山市ケーブルテレビ事業(i ネット飯山)事業承継に係る事業の公募型プロポーザル方式により事業実施者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和 8 年(2026 年)6 月 23 日

飯山市長 江沢 岸生

1 事業名称

飯山市ケーブルテレビ事業(i ネット飯山)事業承継に係る事業

2 事業内容

飯山市ケーブルテレビ事業(i ネット飯山)事業承継に係る事業仕様書のとおり

3 譲渡期日及び契約締結日

譲渡期日及び契約締結日は、基本協定締結後、承継事業者と協議し定める。なお、飯山市が所有する伝送路、テレビ及びインターネット設備等は、承継事業者へ無償譲渡することを原則とし、承継事業者への無償譲渡には、飯山市議会の議決が必要となる。

4 市負担金額の上限額

本事業において、承継事業者が行う初期整備費に対する市負担金額の上限額は、8,000 万円とする。なお、本プロポーザルで提案いただいた市負担金額については、提案された金額を保証するものではない。また、市負担額の支出には、飯山市議会の議決が必要となる。

5 応募資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、飯山市財務規則(昭和 54 年飯山市規則第 5 号)を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1)放送法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号)第 2 条第 5 号に規定する有線テレビジョン放送及び電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業の事業実績があること。
- (2)自主放送番組の制作及び放送に関して、実績があること。
- (3)市に接している市町村(中野市、信濃町、木島平村、野沢温泉村、栄村、上越市、妙高市をいう。)内に、保守拠点(協力事業者を含む。)を有していること。また、今後有することができること。
- (4)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (5)国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6)市の入札参加資格者名簿において「物品・委託(役務)」に登録されていること。又は、参加申込受付時で、登録に向けて申請中であること。

- (7) 審査書類の提出期限の日において、市の指名停止を受けていないこと。
- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等に基づく再生又は更生手続等を行っていないこと。
- (9) 自己又は自己の団体の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しないこと。
- (10) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項の規定による破産手続開始の申立て又は同法第 30 条第 1 項の規定による破産手続開始の決定がなされていないこと。
- (11) 本事業と類似する事業に関わった技術者を配置することができ、かつ、当該技術者について、本事業の参加申込受付から起算し、6月以上前から直接雇用関係があること。

6 参加申込及び承継事業者選定方法

飯山市ケーブルテレビ事業(i ネット飯山)事業承継に係る事業の公募型プロポーザル実施要領のとおり

7 問合せ先

飯山市役所総務部事業戦略課情報政策係
〒389-2292
長野県飯山市大字飯山 1110-1
TEL 0269-67-0724(課代表)
FAX 0269-62-5990
電子メール senryaku@city.iiyama.nagano.jp